年金記録の訂正手続の流れ

年金記録の訂正を求める方

〕訂正請求書を提出

丁正できるものは訂 第新所で調査し

② 訂正請求には、 年金事務所で記録訂正できるものもあります。

<日本年金機構>

年金事務所

(請求書の受付・記録の確認調査及び訂正)

地方厚生(支)局に送付

③ 年金事務所で記録訂正できないものは、地方厚生(支)局に送られ、調査などを行った上で、訂正するかどうかを判断します。

⑧ 訂正または不訂正の決定通知書を送付

厚生労働大臣または裁判所

審査請求または提訴

決定に不服が

- 9 決定に不服がある場合
- ・厚生労働大臣に対して、 行政不服審査法に基づ く審査請求を行うこと ができます。
- ・地方厚生(支)局長の決定の取消しを求めて、 裁判所に訴訟を提起することもできます。

<厚生労働省>

地方厚生(支)局

④調査・照会

⑥ ⑦ 諮 問

勤務先の事業主・総務担当・ 同僚などの関係者や市区町村、 税務署、金融機関、厚生年金 基金、健康保険組合 など

地方年金記録訂正審議会

(弁護士、社会保険労務士、税理士 などの有識者による会議)

- ① 年金記録が事実と異なると思われる方は、年 金事務所に訂正請求書を提出します。
- 年金事務所で記録の確認調査を行い、記録訂正できるものは、年金事務所で速やかに記録を訂正します。既に年金を受け取っている方の場合は、訂正後の記録に基づいて年金額を変更します。
- (3) 年金事務所で記録訂正できないものは、訂正 請求書が地方厚生(支)局に送られます。
 - 地方厚生(支)局で関連資料や周辺事情の収集 ・調査を行います。
- (4) (5) ※地方厚生(支)局の調査員が必要に応じて請求者ご本人 や関係する法人・行政機関などに連絡する場合があり ます。
- (6) 地方年金記録訂正審議会(弁護士、社会保険 労務士、税理士などの有識者による会議)に おいて、国民の皆さまの立場に立って、公平 かつ公正に審議します。
- 地方厚生(支)局長は、地方年金記録訂正審議会の審議結果に基づき、訂正または不訂正の決定を行います。
- (タマイン) 決定に不服がある場合は、厚生労働大臣に対して審査請求または裁判所に訴訟を提起することができます。